

国民健康保険税のお知らせ

【問い合わせ】税務課市民税グループ（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

◎令和元年度の保険税額

国保加入者全員の①医療保険分、②後期高齢者支援金分、③介護保険分を合計して計算します。また、それぞれに上限（限度額）が設けられています。

税率は前年と変わりませんが、国の制度改正により、①医療保険分の賦課限度額が、前年と比べて3万円引き上げられました。

	①医療保険分	②後期高齢者支援金分	③介護保険分
	0歳～74歳まで		40歳～64歳まで
所得割	(前年の総所得金額－33万円) × 6.5%	(前年の総所得金額－33万円) × 1.9%	(前年の総所得金額－33万円) × 1.8%
均等割	24,000円 / 1人	7,000円 / 1人	16,000円 / 1人
平等割	26,000円 / 1世帯	8,000円 / 1世帯	0円 / 1世帯
限度額	610,000円	190,000円	160,000円

◎所得による軽減制度 ～軽減制度が拡充されます～

世帯主と国保加入者の前年中の所得額の合計（対象所得※1）が一定額以下のとき、保険税のうち「均等割」と「平等割」の一部を軽減します。国の制度改正により、本年度から5割、2割の軽減対象となる所得基準額が引き上げられます。

改正後の軽減の内容

軽減割合	改正前	改正後
7割軽減	対象所得※1が、33万円以下の世帯	改正なし
5割軽減	対象所得※1が、33万円＋（27万5千円×加入者数）以下の世帯	対象所得※1が、33万円＋（28万円×加入者数）以下の世帯
2割軽減	対象所得※1が、33万円＋（50万円×加入者数）以下の世帯	対象所得※1が、33万円＋（51万円×加入者数）以下の世帯

対象所得※1：世帯主と国保加入者の前年中の所得金額の合計

軽減には所得申告が必要です

この軽減制度に申請手続きは不要です。基準に該当する世帯は自動的に軽減されます。ただし、世帯の国保加入者の中に所得未申告の方がいる場合は軽減が適用されません。また、高額療養費の自己負担限度額の負担区分にも影響を及ぼします。

収入がなくても必ず申告をしましょう。

簡易申告

下記に該当する方は簡易申告をしてください。

- ・平成31年1月2日以降に新規入国した外国籍の方
- ・平成31年1月1日現在に海外に居住していた方

※平成30年中に日本で収入のあった方は、給与明細等の収入が確認できるものがあればお持ちください。

後期高齢者医療のお知らせ



【問い合わせ】国保年金課医療グループ（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

▶ 8月1日に「被保険者証」、「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」が更新されます

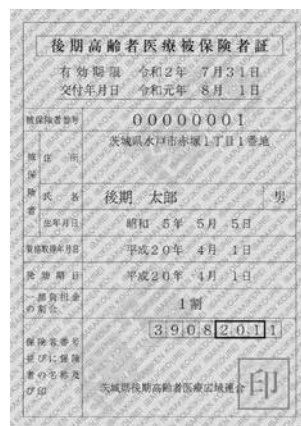
現在お使いの「被保険者証」、「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、7月31日までの有効期限となっています。

新しい「被保険者証」（紺色）は、7月中旬に簡易書留にて郵送しますので、お受け取りをお願いします。

また「限度額適用認定証」（水色）または「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）をお持ちの方で、引き続き交付対象となる方については「被保険者証」とあわせて郵送します。

なお、有効期限を経過した「被保険者証」等は、お近くの市役所窓口までご返却いただくか、ご自身にて処分をお願いします。

※「限度額適用認定証」（水色）は、住民税課税所得 145 万円以上の被保険者の方がいる場合に、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）は、被保険者が属する世帯の全員が住民税非課税である場合に交付対象となります。



新しい被保険者証は紺色です

▶ 令和元年度（平成 31 年度）保険料の決定通知書および納付書を送付します

特別徴収（年金からの天引き）の該当にならない方は、7月中旬に郵送される納付書にて、保険料を納付していただくことになります。

決定通知書が届きましたら、必ず中身を確認していただき、納付書が同封されている場合は、各納期限までに納付をお願いします（口座振替をお申し込みの方は、納期限日に振替させていただきますので、残高のご確認をお願いします）。

また、特別徴収（年金からの天引き）による保険料の納付がある方については、8月中旬に決定通知書を郵送します。

保険料の納め方

特別徴収（4月～翌年2月 隔月6回）	普通徴収（7月～翌年2月 毎月8回）
年金からの天引き	納付書または口座振替
年金（遺族・障害年金を除く）額が年額 18 万円以上の方、介護保険料との合計額が年金支給額の 2 分の 1 を超えない方	左記に該当しない方、前年度に保険料変更があった方、平成 31 年 2 月以降に新たに後期高齢者医療制度に加入された方など

※普通徴収による納付は、納め忘れがなく、手間が省ける口座振替が便利です。

- ・手続きは、市内にある金融機関の本店、支店の窓口でできます。口座振替をする方の預貯金通帳およびお届け印をご持参ください。
- ・申込書は、市内の金融機関窓口にあります。市外店舗にてお申し込みされる場合は、申込書を送付しますのでご連絡ください。
- ・口座振替を希望する納付月分の前月までにお申し込みください。

※特別徴収による納付は、申請することで普通徴収（口座振替のみ）に変更することができます。

- ・金融機関での口座振替の申し込み後、市役所窓口で徴収方法変更の申請手続きをしてください。
- ・口座振替をした方の社会保険料控除に適用でき、世帯全体でみたときの住民税・所得税の負担額が少なくなる場合があります（口座名義人が被保険者本人の場合は、住民税・所得税の負担額は変わりません）。

※被保険者が関係書類等の受け取りが困難な場合は、送付先を変更することができます。

- ・被保険者本人以外の住所地に郵送することができます。後期高齢者医療担当窓口にて送付先の変更手続きをしてください（届出人の身分を証明するもの・印鑑が必要です）。

介護保険のお知らせ

【問い合わせ】介護福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

▶介護保険料（年額）は、8月に通知します

介護保険料は、本人・世帯の市民税課税と本人の前年所得などをもとに段階別に計算します。

確定した保険料額と、仮徴収の暫定賦課分を差し引いた残りについて、納入通知書を8月上旬に送付します。

(年額)		(仮徴収)		(本徴収・以降の納期に振り分け)
確定した 令和元年度保険料額	－	特別徴収	4・6・8月	10・12・2月の3回
		普通徴収	第1・2期	第3・4・5・6期の4回

▶保険料の納め方

●特別徴収（年金からの天引き）

65歳以上で、年金（老齢・退職年金、障害年金、遺族年金）を年額18万円（月額15,000円）以上受けている方

- ・2カ月おきに支払われる年金から、支払ごとに保険料が天引きされます（老齢福祉年金からは天引きされません）。

●普通徴収（納付書、口座振替による納付）

特別徴収にならない方

- ・年度の途中で65歳になられた方や転入の方、または年金が年額18万円（月額15,000円）未満の方など
- ・納付書により、市役所または市が定める金融機関等で納めてください。納付の手間が省ける口座振替が便利です。

●年度中に65歳となられた方や転入の方で、年金を年額18万円以上受けている方

当初は普通徴収となります。特別徴収は翌年度以降に随時開始されます（年金の受給が遅れるなどの理由により、日本年金機構などから対象者として市へ通知がない場合は、引き続き普通徴収となります）。

▶普通徴収の納期限（令和元年度）

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
5月7日（火）	7月1日（月）	9月2日（月）	10月31日（木）	12月25日（水）	3月2日（月）

※保険料を滞納していると、地方税の滞納処分の例により、処分を受けることがあります。また、介護サービスを利用した際の利用者負担（通常は費用の1割または2割（特に所得の高い方は3割）などの保険給付に制限が生じる場合があります。

1年以上滞納	介護費用をいったん全額自己負担しなければサービスが受けられないようになります（申請により後から介護保険給付分が戻ってきます）。
1年6カ月以上滞納	一時的に給付の一部または全部を差し止められます。
2年以上滞納	未納期間に応じて自己負担が引き上げられたり（通常1割および2割の方は3割に、通常3割の方は4割に）、高額介護サービス費が受けられなくなります。



▶ 65 歳以上の方の保険料（第 1 号被保険者） 令和元年度（第 7 期）

介護保険料は、基準額をもとに 9 段階の区分で保険料を計算します。基準額は月額 5,600 円です。市の介護サービスなどにかかる費用全体の 23% を、65 歳以上の方の保険料でまかないます。

所得段階	対象者	料率	年額 (月額目安)
第 1 段階	○生活保護受給者の方 ○世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方 ○世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の方	0.375	25,200 円 (2,100 円)
第 2 段階	○世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円を超えて 120 万円以下の方	0.625	42,000 円 (3,500 円)
第 3 段階	○世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 120 万円を超える方	0.725	48,720 円 (4,060 円)
第 4 段階	○本人が市民税非課税で、同一世帯内に市民税課税者がいて、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の方	0.95	63,840 円 (5,320 円)
第 5 段階 【基準額】	○本人が市民税非課税で、同一世帯内に市民税課税者がいて、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円を超える方	1.00	67,200 円 (5,600 円)
第 6 段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	1.25	84,000 円 (7,000 円)
第 7 段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の方	1.35	90,720 円 (7,560 円)
第 8 段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	1.50	100,800 円 (8,400 円)
第 9 段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上の方	1.70	114,240 円 (9,520 円)

※月額の保険料は目安であり、年間保険料を 1/12 にしたものです（納付期限・納付方法により金額が増減することがあります）。

※ 1 世帯…原則として 4 月 1 日現在での住民票上の世帯。ただし、4 月 2 日以降に市外から転入された場合や年齢到達で第 1 号被保険者になった場合、その年度はそれぞれ、転入日・年齢到達日現在の世帯となります。

※ 2 合計所得金額…前年の収入金額から必要経費等に相当する額を控除した金額。ただし、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額を適用します。さらに、第 1 段階から第 5 段階の合計所得金額は、公的年金から生じる雑所得を控除します。

※ 3 課税年金収入額…税法上課税対象となる公的年金（国民年金、厚生年金など）の収入をいい、課税対象とならない年金（遺族年金、障害年金など）は含まれません。

●第 1 段階から第 3 段階の保険料軽減について

10 月からの消費税率 10% への引き上げに伴い、第 1 段階から第 3 段階の保険料について、消費税による公費を投入した負担軽減を行います。なお、令和元年度の消費税増税となる期間が、10 月からの半年間になることから、軽減幅も半分に保険料額を設定しています。

- ・第 1 段階年間保険料額は、30,240 円から 25,200 円に軽減
- ・第 2 段階年間保険料額は、50,400 円から 42,000 円に軽減
- ・第 3 段階年間保険料額は、50,400 円から 48,720 円に軽減

◆介護保険負担割合証（白色）が更新になります

要介護・要支援認定を受けている方や事業対象者の方に交付され、サービスを利用するときに介護保険の保険証と一緒に提示していただく「介護保険負担割合証」（白色）の令和元年 8 月 1 日以降の適用分は、後日郵送されます（申請手続不要）。

◆介護保険負担限度額認定証（白色）が更新になります

所得の低い方が施設サービスを受けるときに居住費と食費の自己負担額が上限額までとなる「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、7 月 31 日までの有効期限となっています。令和元年 8 月 1 日以降の適用分については、あらためて申請手続が必要です。

受動喫煙の防止にご協力をお願いいたします

【問い合わせ】財政課管財グループ（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

「健康増進法の一部を改正する法律」が平成30年7月25日に公布され、学校・病院・児童福祉施設・行政機関など多数の者が利用する施設については、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所を除き、原則敷地内禁煙となることが定められました。

これに伴い、令和元年7月1日から、本市の公共施設については、所定の喫煙場所を除き全面的に敷地内禁煙とさせていただきます。

受動喫煙を防止する取り組みについて、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

霞ヶ浦ふれあいランド内「水の科学館」閉館のお知らせ

【問い合わせ】政策推進室（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

霞ヶ浦ふれあいランド内「水の科学館」は、令和2年3月31日をもって閉館します。

これまで、たくさんの方々にご来場いただき、ありがとうございました。

なお、親水公園・虹の塔・観光物産館「こいこい」は、引き続き営業を行います。

これからも、霞ヶ浦ふれあいランドへの変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願いいたします。



人権擁護委員による

特設人権相談のお知らせ

【問い合わせ】総合窓口課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、ご近所トラブルや学校でのいじめなどさまざまな人権相談を受け、問題解決の手助けを行うほか、人権啓発活動も行っています。

人権擁護委員に相談したい方や問題解決の手助けが必要な方は、下記までお問い合わせください。

相談は全て無料です。

▶問い合わせ

水戸地方方法務局鹿嶋支局 ☎0299-83-6000

▶特設人権相談

【麻生】8月6日（火） 麻生公民館 午前10時～正午、午後1時～午後3時

【玉造】8月7日（水） 玉造公民館 午前10時～正午、午後1時～午後3時

【北浦】8月8日（木） 北浦公民館 午前10時～正午、午後1時～午後3時

▶人権擁護委員（敬称略）

柳町清夫 箕輪明人 大崎あい子 水野義貞 平山邦寛 藤崎弘子

西谷正明 坂本 将 小峰幸子



水稻農薬空中散布を実施します

【問い合わせ】農林水産課（北浦庁舎） ☎0291-35-2111

行方市農作物病害虫防除対策協議会では、水稻の病害虫防除を図るため、無人ヘリコプターによる農薬散布を下記のとおり実施します。

早朝より騒音等でご迷惑をおかけしますが、危被害防止にご協力くださいますようお願い申し上げます。

- ▶日程 麻生地区 7月17日（水）、18日（木）
玉造地区 7月22日（月）、23日（火）
北浦地区 7月25日（木）、26日（金）



※雨天、強風、濃霧等の天候不順の場合は、防災無線により、順延または遅延のお知らせをします。

※農薬散布は、通勤・通学の方や付近の自動車等に対し、安全確認しながら、十分注意して作業を実施します。

- ▶時間 午前4時～午前11時（予定）
- ▶使用薬剤 ビームエイトスターフルゾル（殺虫・殺菌混合剤）
- ▶注意事項 散布当日、次のことにご協力くださいますようお願いいたします。

- ①水田付近に車等を駐車している方は、別の場所へ移動してください。
- ②洗濯物は、散布終了後に干してください。
- ③水田付近のハウスは、前日に閉めてください。

市民の声を市政に！

市長出前ふれあい懇談会のお知らせ

【問い合わせ】政策推進室秘書グループ（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

市では、市長が行政区や団体の指定する市内の公共施設またはそれに準ずる施設（市外を除く）に直接出向き、あらかじめ指定されたテーマについて、ひざを交えて懇談する「市長出前ふれあい懇談会」を開催しています。

この懇談会は、市長が市民の皆さまから直接さまざまなご意見を伺い、市政の一助とさせていただくことで、真に豊かなまちづくりを目指すものです。

原則10人以上の参加者で実施しますので、お気軽にお申し込みください。

- ▶期日 年末年始を除き、曜日に関係なく実施（ただし、1団体につき、1年間に1回の申請）
- ▶時間 午後2時から午後9時までの間のおおむね2時間以内（市長の日程を考慮し、申し込み時に調整）
- ▶テーマ 市政に関すること
- ▶対象 行政区または市民で組織した団体・サークル（ただし、政治団体、宗教団体および集团的または常習的に不法行為等を行う恐れがある組織は除く）
- ▶場所 市内の公共施設またはそれに準ずる施設（市外を除く）
- ▶申込方法 所定の申込書により、開催希望日の30日前までにお申し込みください。申込書は、麻生庁舎政策推進室（2階）、北浦庁舎総合窓口室（1階）、玉造庁舎総合窓口課（1階）にあります。詳細は、お問い合わせください。

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

【問い合わせ】ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
水戸南年金事務所 ☎029-227-3251
国保年金課(玉造庁舎) ☎0299-55-0111

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば遡って納めること(追納)ができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

◎一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。

◎「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

詳しくは、「ねんきん加入者ダイヤル」(☎0570-003-004) またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

特別児童扶養手当・特別障害者手当等の現況届について

【問い合わせ】社会福祉課(玉造庁舎) ☎0299-55-0111

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受けている方は、毎年8月に現況届の提出が必要となります。提出いただいた現況届により、所得状況および現に対象者が在宅で養育または介護されているかなどの受給資格を確認します。

なお、現況届が提出されない場合、8月以降の手当が受けられなくなりますので、忘れずに手続きをしてください。

▶**提出日時** 8月5日(月)～8月30日(金) 午前8時30分～午後5時15分
※土曜・日曜・祝日を除く

▶**提出先** 社会福祉課(玉造庁舎)、総合窓口室(麻生庁舎、北浦庁舎)

令和元年度 身近なみどり整備推進事業 募集

【問い合わせ】農林水産課(北浦庁舎) ☎0291-35-2111

市では、茨城県の「森林湖沼環境税」を活用し、生活に身近な平地林・里山林の整備・保全を推進しています。お近くに、手入れの必要な山林などがありましたら、ご相談ください。

▶事業の対象条件

- ①民有林または事業実施後に森林となることが確実な区域であって、地域の環境保全に寄与する区域
- ②市と森林所有者等において、10年間の森林の転用禁止などを定めた保全管理協定が締結されることが確実な区域
- ③区域面積がおおむね0.05ha(500㎡)以上の区域

▶整備の例

平地林・里山林の整理伐等整備、通学道路沿いの森林整備、森林に侵入する竹の駆除、有害鳥獣(イノシシ)対策としての里山林整備等

▶**申込締切** 8月30日(金)

医療福祉費支給制度について

【問い合わせ】 こども福祉課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

医療福祉費支給制度（通称：マル福）とは

対象となる方が、健康保険証を使って医療機関などにかかったときに支払う自己負担分の費用を一部助成する制度です。

▶対象となる方 ※各対象区分別に所得制限があります。

◇小児・小児単独

- ・0歳～18歳（18歳になった日以後、最初の3月31日まで）

◇妊産婦

- ・親子（母子）健康手帳を交付された方（出産日（流産等を含む）の翌月末日まで）

◇ひとり親家庭（更新時期：毎年7月1日）

次のいずれかの要件に該当する方

- ・配偶者のいない方で、（1）～（3）の児童を監護している方とその児童（各年齢の3月31日まで）
 - （1）18歳未満の児童
 - （2）20歳未満の障害児
 - （3）20歳未満の高校在学者
- ・配偶者が長期にわたり労働能力を失っている重度心身障害者である方とその児童
- ・父母のいない児童

◇重度心身障害者（更新時期：毎年7月1日）

次のいずれかの要件に該当する方

- ・身体障害者手帳1級、2級または内部障害3級
- ・療育手帳の判定がAまたは㊤
- ・身体障害手帳3級かつ知能指数が50以下
- ・特別児童扶養手当支給対象の児童（1級）
- ・障害年金受給者（1級）
- ・精神障害者保健福祉手帳（1級）

※65歳以上の方は上記要件に加え、後期高齢者医療制度への加入が要件となります。

▶マル福の利用方法

◇県内の医療機関受診の場合

医療機関などの窓口で「健康保険証」と「マル福受給者証」を提示し、自己負担金をお支払いください。

外来	医療機関ごとに、1日600円まで （月2回までの負担があり、3回目以降の負担はありません）
入院	医療機関ごとに、1日300円まで（ひと月上限3,000円）
調剤薬局	自己負担はありません

※保険適用外となる、予防接種・薬の容器代・文書料等、入院時の食事代・差額ベッド代等は対象となりません。

※妊産婦の方は、産婦人科受診のみが対象となります。ただし、妊娠の継続と安全な出産のために必要な治療については、産婦人科の紹介状等により産婦人科以外の医療機関も対象になります。

※重度心身障害者の方は自己負担はありません。

◇県外の医療機関受診の場合

医療機関などの窓口で健康保険証を提示し、医療機関より請求された医療費をお支払いください。後日、申請により自己負担金を差し引いた金額を指定口座に振り込みます。

※学校等の管理下において発生した災害（負傷等）については、学校等で加入する「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」が優先となります。

※保険証が変更になられた方は、必ず届け出をお願いします。

第 25 回参議院議員通常選挙のお知らせ

【問い合わせ】行方市選挙管理委員会（麻生庁舎総務課内） ☎ 0299-72-0811

任期満了に伴う参議院議員通常選挙が今夏行われる予定です。

投票日・投票所等については、ご自宅に郵送される入場券をご確認ください。

大事な投票、忘れずに!



▶行方市で投票できる方

①投票日現在で満 18 歳以上の日本国民

②公示日の前日において、引き続き 3 カ月以上住所のある方

※転出された方で新住所地の選挙人名簿に登録されなかった方は、行方市で投票することになります。行方市に来ることができない場合は、不在者投票をご利用ください。

▶投票所

投票日当日は、あらかじめ指定された投票所以外では投票できません。投票に行く際は、入場券に記載された投票所を必ずご確認ください。

▶投票時間（投票日当日）

午前 7 時から午後 6 時まで

▶期日前投票

仕事や旅行等により投票日当日に投票へ行けない方は、期日前投票をご利用ください。

◇期間：公示日の翌日から投票日の前日まで

◇時間：午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

◇場所：行方市役所各庁舎（麻生庁舎ロビー／北浦庁舎第 4 会議室／玉造庁舎ロビー）

▶不在者投票

投票所に行けない方は、不在者投票をご利用ください。

※不在者投票は、郵送によるやり取りとなりますので日数を要します。お早目のご相談をお願いします。

①滞在地での不在者投票

仕事等で市外に滞在中の方は、行方市への投票用紙請求・受領後に滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

②指定施設における不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム等に入所中の場合、その施設内で不在者投票ができます。詳しくは各施設でご確認ください。

③郵便等による不在者投票

身体に一定の重度の障害を有する方や要介護（要介護状態区分：「要介護 5」）の方は、郵便等による不在者投票制度があります。この制度を利用する場合は、郵便等投票証明書の交付を受けることが必要となり、この証明書をお持ちでない方や有効期限が切れている方は、事前に選挙管理委員会への申請が必要ですので、お早目に選挙管理委員会へご相談ください。

▶開票

◇日時：選挙期日（投票日）当日の午後 8 時から

◇場所：行方市立北浦中学校体育館

◇臨時電話：0291-35-3866

※開票結果については、行方市ホームページでもお知らせします。

市営住宅の入居者募集

【問い合わせ】都市建設課（玉造庁舎） ☎0299-55-0111

次のとおり市営住宅の入居者を募集します。

▶募集住宅

新池住宅（麻生 3491-3）【間取り】3DK【構造】簡易耐火【募集戸数】1戸

▶応募資格（次の①～④の全ての要件に該当する方）

- ①単身入居以外の方で、現在住宅に困っている方
- ②市税等を滞納していない方
- ③条例で定める基準内の収入である方
（例）一般世帯の場合（1世帯の合計所得額－控除額）÷12＝15万8千円以下
- ④入居予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

▶申込方法

所定の申込書に必要事項を記入、必要書類を添付し、都市建設課に提出してください（申込書は市のホームページからもダウンロードできます）。

▶必要書類

- ①住民票（入居しようとする家族全員が記載されたもの）
 - ②収入等を証明する書類（収入のある方全員の最新の課税証明書、源泉徴収票、確定申告書の写しなど）
 - ③未納がないことを証明できる書類（納税証明書）
- その他申込状況により、上記以外に必要な書類があるときは追加で提出していただきます。

▶申込期間

7月5日（金）～7月19日（金） ※土曜・日曜・祝日を除く

※この期間に申し込みが難しい方は、連絡をお願いします（7月19日以降の受付はできません）。

▶入居者の選考

市営住宅管理条例第8条により入居者選考委員会を行い入居者を決定します。住宅清掃・改修工事の日程により、選考後入居までに時間がかかることがあります。

※下記の市営住宅も募集数に達するまで継続して募集中です。

- ・みなみ原団地（青沼 841-14）【間取り】3LDK【構造】RC 造
- ・諸井団地（玉造甲 4175）【間取り】3DK【構造】RC 造

7月2日(火)

同時発売

各1枚 300円

発売期間 7月2日(火)～8月2日(金) 抽せん日 8月14日(水)

サマージャンボ

1等前後賞合わせて7億円 1等5億円 前後賞各1億円

7億

サマージャンボミニ

1等前後賞合わせて5,000万円
1等3,000万円、前後賞各1,000万円

令和

宝くじ

宝くじ公式サイト

宝くじに関するお問い合わせ／03-3535-9033[みずほ銀行] 公益財団法人 茨城県市町村振興協会

★この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。

市民の声を市政に！

(仮称) 行方市市民協働指針策定委員会委員を募集します

【問い合わせ】企画政策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

市では、市民の皆さんと行政が、地域課題を解決するため、対等な立場で、相互の責任と役割分担のもとに連携・協力する協働のまちづくりを推進しています。

このたび、協働のあり方や具体的な方策を示した「市民協働指針」を策定するため、「(仮称) 市民協働指針策定委員会」の委員を募集します。

▶募集人員 2人

▶応募資格（次の全てに該当する方）

- 市内に在住する満20歳以上の方（平成31年4月1日現在）
- 委員会に出席できる方（平日の日中に年間4回程度開催予定）
- 国または地方公共団体の議会議員もしくは常勤の公務員でない方
- 委員としての責務を自覚し、公平性を有している方

▶任期 令和元年9月1日～令和3年3月31日

▶報酬 会議出席1回当たり5千円をお支払いします（ただし、所得税分を源泉徴収します。）

▶応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、下記提出先まで提出してください（持参または郵送）。

※応募用紙は、市のホームページからダウンロードするか、ご連絡をいただければ送付します。

▶選考方法 応募書類により選考決定します。

▶応募期間 7月1日（月）～7月31日（水）

▶提出先・問い合わせ

行方市役所 企画政策課地域経営グループ（麻生庁舎）

〒311-3892 行方市麻生1561-9 ☎0299-72-0811



事業者の皆様！準備はお済みですか？

2019年10月1日から消費税・地方消費税の **軽減税率制度** がスタート。 仕入税額控除の方式が変わります！

標準税率 **10%** と、
・飲食料品（酒類・外食を除く）
・新聞（定期購読契約された週2回以上発行されるもの）
に係る軽減税率 **8%** について

帳簿・請求書・レシート等の記載を
複数税率に対応させる必要があります。

 **CHECK** 全ての事業者の方に関係があります！

飲食料品等の販売がない場合でも、
例えば、飲食料品等の仕入があれば、
帳簿上、軽減税率対象である旨を明記
する必要があります。



詳しくはこちら [軽減税率 国税庁](#) 

レジや受発注・請求書管理システムの
導入・改修が必要となることがあります。

 **CHECK** 軽減税率対策補助金が拡充されました！

中小企業・小規模事業者等の方向けに
複数税率対応レジの導入等を支援
します。ぜひご活用ください。



詳しくはこちら [軽減税率対策補助金](#) 

制度についてのお問い合わせ

●消費税軽減税率電話相談センター（フリーダイヤル） ☎0120-205-553

受付時間は平日午前9時から午後5時まで。
※ナビダイヤル0570-030-456（通話料がかかります）もご利用いただけます。

補助金についてのお問い合わせ

●軽減税率対策補助金事務局（フリーダイヤル） ☎0120-398-111

受付時間は平日午前9時から午後5時まで。

令和元年度茨城県警察官採用試験（第2回）

▶第1次試験日 9月22日（日）

▶受験資格

【男性警察官A・女性警察官A】

昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人もしくは令和2年3月31日までに卒業見込みの人または人事委員会がこれと同等と認める人

【男性警察官B・女性警察官B】

昭和61年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、上記警察官Aの受験資格（学歴区分）に該当しない人

▶受付期間

インターネット（電子申請）

7月1日（月）午前9時～8月22日（木）午後5時

▶問い合わせ

茨城県警察本部警務課

☎0120-314058 サイヨゴハッピー（平日 午前8時30分～午後5時15分）

行方警察署警務課

☎0299-72-0110（平日 午前8時30分～午後5時15分）

もしくは最寄りの交番、駐在所まで。



令和元年度鹿行広域事務組合消防吏員採用試験

▶試験区分

（1）消防（大学卒業程度） 若干名

（2）消防（高校卒業程度） 若干名

▶第1次試験日 9月22日（日）

▶試験方法 教養試験・適性検査・作文試験・体力検査

▶試験場所 鹿行広域事務組合消防本部（鉾田市安房 1418-15）

※第2次試験は10月下旬予定

▶受験資格

ア 消防（大学卒業）

平成4年4月2日から平成10年4月1日までの間に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人または令和2年3月31日までに卒業見込みの人

イ 消防（高校卒業）

平成8年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業した人または令和2年3月31日までに卒業見込みの人

▶受付期間 7月8日（月）～8月15日（木）

▶申込方法 受験申込書および履歴書（所定のもの）に必要事項を自筆で正確に記入し、鹿行広域事務組合消防本部または管内の各消防署へ受付期間中に持参してください。

※受験申込書は、鹿行広域事務組合消防本部または管内の各消防署、各出張所にあります。

▶問い合わせ

鹿行広域事務組合消防本部 総務課 ☎0291-34-2119



税金のお知らせ

今月の税金

○固定資産税 第2期
国民健康保険税 第1期
納付期限（口座振替日）
は7月31日です。

◆◆ペイジー（Pay-easy）口座振替受付サービス◆◆

キャッシュカードで口座振替登録ができるようになりました！「ペイジー口座振替受付サービス」

このサービスは、市役所備え付けの専用端末機にキャッシュカードを通すだけで、口座振替のお申し込みができるサービスです。金融機関に向わずに市役所窓口で手続きができ、通帳や届出印は不要です。この機会にぜひ、市税の口座振替をご検討ください。

- ▶**対象税目** 市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税 ※全て普通徴収分に限りします。
- ▶**申込手順**
 - (1) 端末機設置窓口で、口座振替申込を希望する旨を伝える。
 - (2) 申込者の本人確認後、指定の申込票を記入する。
 - (3) 専用端末機でキャッシュカードを読み込ませ、暗証番号を入力する。
 - (4) 申込内容を確認後、確認書に署名をする。
- ▶**申込場所** ・麻生庁舎 収納対策課 ・北浦庁舎 総合窓口室 ・玉造庁舎 総合窓口課
- ▶**受付時間** 午前8時30分～午後5時15分
- ▶**必要なもの** ・口座振替を希望する金融機関のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要です）
・本人確認ができるもの（個人番号カード、運転免許証、健康保険証等）
※古いキャッシュカード、クレジットカード、法人カード、入金専用カードなど、取り扱いができないカードがあります。
※暗証番号入力を連続して間違えると、そのカードでは申し込みできなくなることがあります。
- ▶**利用可能な金融機関** 常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫・佐原信用金庫・ゆうちょ銀行
※なめがたしおさい農業協同組合はお申し込みできません。「口座振替依頼書」でお申し込みください。
なお、従来の金融機関における口座振替依頼書でのお申し込みも引き続き受け付けています。ご希望の方は、通帳・届出印・納税通知書をお持ちの上、金融機関窓口にて手続きをしてください。

市税を一時に納付できない方のために「猶予制度」があります

納税者等からの申請に基づいて、次の事由があると認められる場合に、原則として1年以内に限り徴収（換価）猶予が認められる場合があります。

なお、猶予制度の詳細については、収納対策課にお問い合わせください。

- ①災害や盗難にあったとき
- ②納税者または家族の病気・負傷
- ③事業の廃止・休止
- ④事業について著しい損失を受けたとき
- ⑤その他上記「①～④」に類する事実があったとき

◇猶予が認められると…

- ・猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。
- ・財産の差押や換価（売却）が猶予されます。

※納付困難な事情があるため市税を納期限までに納付できない場合は、お早めに収納対策課にご相談ください。

不動産公売を9月に実施予定

市では、本年度も入札方式による差押不動産の公売を実施します。現在、9月に実施する予定で準備を進めています。

詳しい内容は、市報8月号・9月号に掲載する予定になっておりますので、そちらをご覧ください。また、公売が近くなりましたら、市ホームページ上や市役所各庁舎に配置した公売広報でもご覧いただけます。